

お客さま各位

2015年11月
タテホ化学工業株式会社

2015年10月20日に酸化マグネシウム製剤製造販売会社から発信された「酸化マグネシウム製剤適正使用に関するお願い - 高マグネシウム血症 -」（以下、「お願い文書」）に関して、弊社の見解を説明させていただきます。

お願い文書が発行された経緯、具体的な症例を把握しておりませんが、一般的には、マグネシウム製剤による高マグネシウム血症は、以下の場合に発症する可能性が高いとされています。即ち、高齢者で腎不全を含む中等度以上の腎機能障害を伴った患者さんが、便秘のために酸化マグネシウム製剤を長期間多量に服用しても排便がなく、しかも血中マグネシウム濃度測定もされていない場合は、高マグネシウム血症を見逃される可能性があります。

通常の食事、食品からマグネシウムを摂取しても、高マグネシウム血症は発症することはありません。更に、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室が発表したデータからは、日本人男性30～49才の場合一日当たりの必要マグネシウム量が約130mg不足していることがわかります。弊社のライフマグ[®]は通常の食事から摂取されるマグネシウムから不足量を計算して製造いたしておりますので、1日1包飲用いただいても多量摂取には該当いたしません。

酸化マグネシウム製剤を長期間多量に服用されている場合、ご心配な方は主治医、薬剤師にご相談ください。

なお、弊社サプリメントの1日の摂取目安である1包（1回）のマグネシウム量は、以下のとおりです。

- ・ ライフマグ[®]、飲むマグネシウム、飲むマグネシウム+カルシウム、飲むマグネシウム+グルコサミン：各120mg
- ・ 青汁スムージータイプ：100mg/5g

マグネシウムに関する情報は、

「MAG21研究会」ホームページで詳しく紹介されております。URL：<http://mag21.jugem.jp/>

本資料へのお問合せは、

タテホ化学工業株式会社ライフカンパニー（TEL：06-6271-8161）までお願いいたします。

以上